

「医療費控除の明細書」作成の手順（例）

【STEP 1】 手元にあるの医療費の領収書（1～12月分）を整理します

医療費控除の対象外となるものは除外します。
「医療費控除の主な対象」などを参考にしてください。
医療を受けた人ごとに領収書をまとめましょう。

【STEP 2】 「医療を受けた人」「支払先」ごとに支払金額を計算します

以下のように一覧を作成すると便利です。

日付	医療を受けた人	支払先	支払金額（円）	
1月10日	練馬 太郎	A病院	5,000	30,000円
3月11日	練馬 太郎	A病院	5,000	
5月13日	練馬 太郎	A病院	5,000	
7月15日	練馬 太郎	A病院	5,000	
9月21日	練馬 太郎	A病院	5,000	
11月8日	練馬 太郎	A病院	5,000	3,000円
1月10日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
3月11日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
5月13日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
7月15日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
9月21日	練馬 太郎	A病院交通費	500	20,000円
11月8日	練馬 太郎	A病院交通費	500	
2月20日	練馬 太郎	B病院	10,000	
8月20日	練馬 太郎	B病院	10,000	2,000円
2月20日	練馬 太郎	B病院交通費	1,000	
8月20日	練馬 太郎	B病院交通費	1,000	3,000円
3月25日	練馬 太郎	C薬局	3,000	
2月15日	練馬 花子	A病院	6,000	36,000円
4月15日	練馬 花子	A病院	6,000	
5月22日	練馬 花子	A病院	6,000	
8月8日	練馬 花子	A病院	6,000	
10月6日	練馬 花子	A病院	6,000	
12月22日	練馬 花子	A病院	6,000	3,000円
2月15日	練馬 花子	A病院交通費	500	
4月15日	練馬 花子	A病院交通費	500	
5月22日	練馬 花子	A病院交通費	500	
8月8日	練馬 花子	A病院交通費	500	
10月6日	練馬 花子	A病院交通費	500	2,000円
12月22日	練馬 花子	A病院交通費	500	
1月22日	練馬 花子	C薬局	2,000	
5月30日	練馬 花子	D歯科クリニック	100,000	101,500円
6月15日	練馬 花子	D歯科クリニック	1,500	

【STEP 3】 医療費控除の明細書に転記します

上記のように計算した医療費を、明細書の「2 医療費の明細」に転記します。

【STEP 4】 所得金額を計算し、医療費控除額を算出します

給与・年金収入の方は「申告の手引き」などを参考に所得金額を計算します。
各所得金額の合計額を明細書「3 控除額の計算」に転記します。

「3 控除額の計算」に記載の案内に従って医療費控除額を算出します。

令和6年度 医療費控除の明細書

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 練馬区豊玉北6-12-1

氏名 練馬 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知()を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3)(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる額
---------------------	----------------------------	------------------------------

医療費通知を添付する場合は、医療費通知に記載されている医療費の額などを「1 医療費通知に関する事項」に記入します。「2 医療費の明細」には、医療費通知に記載されていないものを記入します。重複しないよう注意してください。

2 医療費の明細（上記1に記入したのものについては、記入しないでください。）

「医療を受けた方の氏名、病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
練馬 太郎	A病院	☑診療・治療 医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 30,000 円	円 0 円
練馬 太郎	B病院	☑診療・治療 医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 20,000 円	円 0 円
練馬 太郎	C薬局	☑診療・治療 ☑医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 3,000 円	円 0 円
練馬 太郎	A病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医療品購入 ☑その他の医療費 介護保険サービス	円 3,000 円	円 0 円
練馬 太郎	B病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医療品購入 ☑その他の医療費 介護保険サービス	円 2,000 円	円 0 円
練馬 花子	A病院	☑診療・治療 ☑医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 36,000 円	円 0 円
練馬 花子	D歯科クリニック	☑診療・治療 ☑医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 101,500 円	円 0 円
練馬 花子	C薬局	☑診療・治療 ☑医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	円 2,000 円	円 0 円
練馬 花子	A病院分 交通費	☑診療・治療 ☑医療品購入 ☑その他の医療費 介護保険サービス	円 3,000 円	円 0 円
2の合計			200,500	0

(注意) 介護保険サービスについては、医療費控除の対象になるもののみ記載してください。

医療費の合計	a	+	円	b	(+)	円
			200,500			0

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円	a
		200,500	
保険金などで補てんされる金額		0	b
差引金額 (a-b)	(赤字のときは0円)	200,500	c
所得金額の合計額		1,600,000	
×0.05	(赤字のときは0円)	80,000	
と10万円のいずれか少ない方の金額		80,000	d
医療費控除額 (c-d)	(最高200万円、赤字のときは0円)	120,500	

申告書表面の「所得から差し引く金額(その1)」の医療費控除欄に転記してください。

「a.支払った医療費等」欄に転記

「b.補てんされる金額」欄に転記

「c.差引金額(a-b)」欄に転記

給与収入・公的年金等収入の方は、「特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き」P2の別表1・2の速算表を参考に算出してください。

「d」欄に転記

「控除金額(c-d)」欄に転記